

地域における多様な主体の連携による
生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法制度に関する
環境副大臣との懇談会 概要

日 時：平成 22 年 6 月 2 日（水）17:00～18:30

場 所：経済産業省別館 1107 号会議室

参加者：46 名

田島環境副大臣より、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法制度について説明した上、参加者と意見交換。意見交換の概要は以下のとおり。

<スケジュール等>

（御質問）本法案の成立に向けたスケジュールについて教えてほしい。

（副大臣回答）当該制度について早期に閣議了解を得た上、次期国会に提出、COP10 までの成立を目指したい。

（御意見）COP10 までの成立にこだわらず、COP10 における議論を踏まえ法制度を整備するといった流れも選択肢として考えられるのではないかと。

（副大臣回答）ご指摘のような流れも考えられるが、今回は、COP10 に先駆けて法制度を整備することにより、議長国としての姿勢を示すことが重要と考えている。また、基本方針の策定等に係る検討についても、広く関係者の御意見を聴きながら進めていきたい。

<趣旨>

（御意見）里山など二次的自然地域における鳥獣被害は、本来奥山に生息していたクマ等が拡大造林等によって生息地を奪われ、里に下りてきた結果生じているものである。奥山についても、その重要性をきちんと認識し、必要な措置を講ずべき。

（副大臣回答）環境省においても、奥山は生物多様性の保全にとって非常に重要であるという認識である。

（事務方回答）3月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2010 においても、奥山の重要性を述べた上、具体的な施策を記載している。

<目的規定>

（御意見）目的中に、「生物多様性基本法の趣旨に則り」といった旨を明記すべきではないかと。

（事務方回答）本制度は、生物多様性基本法の下位に位置付けられるものであるため、当然にして、本制度に基づく措置は基本法の趣旨に則ることとなる。

< 地域連携保全活動計画 >

(御質問) 市町村が計画を作成するメリットはなにか。

(事務方回答) 法的な効果としては、各法律の特例が挙げられる。また、市町村が作成した計画は公表されることになるため、保全活動に対する企業からの資金協力など社会的な支援を受けやすくなるといったことも考えられる。

(副大臣回答) 税制上・財政上の支援に対する期待が大きいと承知、今後、努力していきたい。

(御意見) 計画の作成に当たっては、生物多様性基本法第 21 条第 2 項の趣旨にかんがみ、民意を反映させる仕組みが必要ではないか。

(事務方回答) 計画の作成に係る民意の反映については、NPO 法人等による市町村に対する提案及び提案を受けた市町村による当該提案に対する応答の仕組みを設けている。また、協議会(市町村、NPO 法人、関係順民、学識経験者等の関係者によって構成)が組織されている場合には、計画の内容について、当該協議会で協議する仕組みを設けている。

(御意見) 生物多様性地域戦略との関係を明記すべきではないか。

(事務方回答) 市町村が地域戦略を定めている場合には、計画と地域戦略との調和に関する規定を設けている。

(御意見) 生物を扱う保全活動は、予想できない事態が発生することも多く、保全活動による自然への影響を把握しながら必要に応じて計画を変更するといった「順応的管理」の考え方が重要である。

(御意見) 計画に基づく活動は、財政支援の対象となるため、財政的なコスト(税金)を上回る効果が得られていることをきちんと評価する仕組みが必要と考える。

(副大臣回答) 「順応的管理」は重要であり、基本方針等においてその考え方等を示すこととしたい。効果の評価については、本件に限らず全ての施策に通じるものであり、今後具体的な仕組みを検討していく上で、評価のあり方等を検討していきたい。

< 自然公園法等の特例 >

(御質問) 各法律の特例について、具体的な内容を教えてほしい。

(事務方回答) 各法律の特例については、その対象となる条項をそれぞれ明記している。例えば、自然公園法では、地域連携保全活動計画に従って行う行為については、特別地域や特別保護地区等の区域内における許可や届出を不要とすることとしている。

(御意見) 不適切な保全活動が行われることによって、各法律に支障が生じた場合の措置は用意しているか。現場で取り締まることのできる仕組みも必要ではないか。

(事務方回答) 本制度の趣旨は、生物多様性の保全のための活動の促進であるとともに、計画の作成主体は市町村であるため、ご指摘のような行為が行われることはないものと考えているが、仮に、不適切な行為が行われた場合には、地方自治法

に基づき、市町村に対して勧告や是正要求等を行うこととなる。また、各法律の許可が必要な行為については、特例措置は「各法律の許可があったものとみなす」としているため、不適切な行為が行われた場合には、各法律に基づく措置命令等を行うこととなる。地域の状況に応じて巡視等が必要な場合には、市町村と地域の関係者が協力して行われることが望ましいと考えている。国立公園等の区域内であれば、自然保護官による巡視は可能である。

< 生物多様性の保全上重要な土地の取得 >

(御意見) ナショナルトラスト活動を行っているが、税制の優遇措置など法制度の整備が必要と考える。

(副大臣回答) 生物多様性の保全上重要な土地については、昨年の税制改正要望において、土地の物納の際に生物多様性の価値を加味して評価できないか要望をしていたが、結果として認められなかった。今後は、本制度を足がかりとして、引き続き要望していきたい。

(御質問) 環境大臣への寄附に関する規定の趣旨を教えてください。

(事務方回答) 生物多様性の保全上重要な土地の維持管理には、多くの費用・労力を要するなど土地所有者の負担は大きく、国に寄附したいと考える所有者も想定される。当該規定は、そのような土地を環境大臣が寄附により取得した場合には、環境大臣が所有者の意向を聴き、適切に維持管理を行っていく旨を明示することによって、土地の維持管理が負担となっている所有者からの寄附を促進しようとするものである。

< 国等の援助等 >

(御意見) これまでの案には、「財政上の措置」が明記されていた。今回は明記されていないが、地域における保全活動の促進にとって財政的な支援は重要であり、引き続き努力いただきたい。

(御意見) 類似の法律として、エコツーリズム推進法があるが、同法が有効に機能しているとは思えない。財政上・税制上の支援に乏しいことが原因にあるのではないか。

(副大臣回答) 各省との調整により、財政上の措置という文言は明記しないこととなった。今後の予算要求や税制改正要望で努力していきたい。そのためにも、皆様方にはより一層の応援をお願いしたい。

< 所有者不明地における制度の検討 >

(御意見) 単植の人工林において、生物多様性の豊かな森林に再生させる活動を行っているが、所有者の理解が得られないことも多く、検討に期待したい。

(副大臣回答) 所有者地における検討については、各省や法制局と議論・調整を重ね

てきたが、所有権に触れる内容であるため整理しなければならない課題が多く、現段階では法律として制度を設けるまでには至らなかった。今後、検討条項に基づき、所有者不明地における生物多様性保全のための制度の在り方について検討を進めていきたい。

<その他>

(御質問) 罰則規定は必要ないか。

(事務方回答) 促進法であるため、罰則規定は馴染まない。違法行為が行われた場合は、自然公園法など個別法の罰則の適用を受けることになる。

(御意見) 福岡県の遠賀川において保全活動を行っており、本制度の整備に期待したい。遠賀川では、河口付近に大量のペットボトルが山積するなど深刻な状況となっており、とりわけ、デポジット法制化に向けた活動に力を入れている。なお、遠賀川には上流部に希少な魚類が生息しており、デポジット法制化は、生物多様性の保全にも資するものと考えている。

(副大臣回答) 今後、3Rを推進するに当たっては、デポジットを含め様々な議論が必要であると認識している。

(御質問) 三浦半島に神奈川県最大の湿地があり、多様な生物が生息しているが、その湿地が開発行為によって失われつつある。なんとか保護する手だてはないものか。

(副大臣回答) 当該地の状況は把握しているが、現行の法制度では対応することができない。今国会に提出中のアセス法の改正案には、戦略アセス等の措置を盛り込んだが、まだまだ対応できない課題は山積している。COP10 後には、「生物多様性の10年」として、これらの課題の解決も含めより一層の生物多様性保全施策を推進することとしている。皆様方の一層のご協力をお願いしたい。

以上